

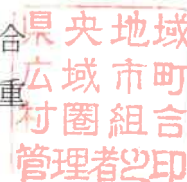


県央地域広域市町村圏組合 公告第6号

小浜消防署機械設備工事について、一般競争入札（事後審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年9月14日

県央地域広域市町村圏組合  
管理者 大久保 潔重



記

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約番号 第一号
- (2) 工事名 小浜消防署機械設備工事
- (3) 工事場所 雲仙市小浜町マリーナ 番地内
- (4) 工事概要
 

|      |                     |                  |          |
|------|---------------------|------------------|----------|
| 工事種別 | 機械設備工事（建築主体工事に伴うもの） |                  |          |
| 用途   | 消防署                 |                  |          |
| 構造   | 庁舎棟                 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） | 2階建      |
|      |                     | 建築面積             | 1097.22㎡ |
|      |                     | 延床面積             | 2014.02㎡ |
|      | 訓練棟                 | 鉄筋コンクリート造        | 5階建      |
|      |                     | 建築面積             | 127.55㎡  |
|      |                     | 延床面積             | 385.17㎡  |
|      | 車庫棟                 | 鉄筋コンクリート造        | 2階建      |
|      |                     | 建築面積             | 81.44㎡   |
|      |                     | 延床面積             | 127.92㎡  |

衛生器具設備、給水設備、排水設備、空気調和設備、換気設備、浄化槽設備 など
- (5) 特記 建築主体工事、電気設備工事は別途工事とする。
- (6) 工期 全体工期 契約締結の日から540日間

本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を可能とする工事である。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、本公告3に定める入札参加申出日までに、本工事に係る特定建設工事共同企業体協定書により締結した、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

### (1) 共同企業体の資格要件

- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 経営の状態は、共同施工方式であること。
- ウ 構成員は、2者で構成するものとし、本公告2(2)及び2(3)の資格要件を満たす者1者並びに本公告2(2)及び2(4)の資格要件を満たす者1者の組み合わせとする。  
ただし、各構成員は、本入札に参加する他の共同企業体の構成員となること  
ができない。
- エ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

### (2) すべての構成員の資格要件

- ア 組合または諫早市、大村市及び雲仙市(以下「構成市」という。)の建設工事における、令和5年度の一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿のいずれかにおいて、管の工種に登載された者であること。
- イ 構成市内に本社(本店)を有する者であること
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- エ 構成市が定める暴力団排除に関する条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- オ 公告の日から落札決定までの間において、組合または構成市から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- カ 公告の日以前6か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- キ 落札決定までの間において、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法または民事再生法の規定に基づく更生手続開始または再生手続開始の決定日以後を審査基準

日とする経営事項審査を受け、更生計画また再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。)でないこと。

### (3) 代表構成員の資格要件

- ア 当該共同企業体における出資比率が、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。
- イ 建設業法第3条の規定に基づく管工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- ウ 建設業法第27条の2第3項に規定する最新の経営事項審査(ただし、本入札参加申出書の提出期限の日から1年7か月を経過していないものに限る。)において、管の総合評定値(P)が800点以上かつ平均完成工事高が1億円以上であるもの。
- エ 過去10年間(平成25年度以降)に元請けとして、鉄筋コンクリート造または鉄筋鉄骨コンクリート造(これらの混構造物を含む)で公共施設(国(特殊法人、国公立大学法人を含む)または地方公共団体(公社、公団を含む)が発注したものに限る。)の新築、改築または増築工事(延床面積1,000㎡以上。増築の場合は当該面積。)に伴う管工事(空調設備工事を含むもの。)を行い、完成させた実績がある者であること(共同企業体による施工実績の場合は、出資比率20%以上の実績に限る。)
- オ 次に掲げる要件をすべて満たし、入札参加申出日以前に継続して3か月以上の雇用関係にある監理技術者又は建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を当該工事現場に専任で配置できる者(特例監理技術者を除く。)であること。なお、やむを得ない特別な理由(死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等)により当該技術者を変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を選任できる者であること。
  - (ア) 工事の始期時点において、他の工事現場に係る現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事していない者
  - (イ) 監理技術者は、建設業法に基づく監理技術者となりうる国家資格を有し、管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法第26条第5項に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者
  - (ウ) 特例監理技術者の配置を行う場合は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、1級施工管理技士補又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。  
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合（全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、直線距離10km以内の工事でない限りならない。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

#### (4) その他の構成員の資格要件

- ア 当該共同企業体における出資比率が、30%以上であること。
  - イ 建設業法第3条の規定に基づく管工事業に係る一般建設業または特定建設業の許可を受けている者であること。
  - ウ 建設業法第27条の23第1項に規定する最新の経営事項審査（ただし、本入札参加申出書の提出期限の日から1年7か月を経過していないものに限る。）において、管の総合評定値（P）が700点以上かつ平均完成工事高が1,000万円以上であるもの。
  - エ 次に掲げる要件をすべて満たす主任技術者（入札参加申出日以前に継続して3か月以上の雇用関係がある者に限る）を当該工事現場に専任で配置できる者であること。なお、やむを得ない特別な理由（死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等）により当該主任技術者を変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を選任できる者であること。
- (ア) 工事の始期時点において、他の工事現場に係る現場代理人、主任技術者、

監理技術者又は監理技術者補佐として従事していない者

- (イ) 建設業法に基づく管工事に係る主任技術者となりうる国家資格を有する者

### (5) 存続期間

共同企業体の存続期間は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間とする。

ア 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

共同企業体成立の日から、当該工事の請負契約の履行後3か月以上。

イ 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

共同企業体成立の日から、当該工事の請負契約が締結される日まで。

## 3 入札参加申出書の提出

本入札に参加する意思があるものは、下記により申出書類を提出しなければならない。なお提出しない者は、本競争に参加することはできない。

### (1) 提出が必要な申出書類

ア 事後審査型条件付一般競争参加申出書(様式第1号)

イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)の写し

### (2) 申出書類の受付

ア 期間 令和5年9月15日(金)～令和5年10月2日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日は除く)

イ 時間 午前9時00分～午後5時00分

ウ 申出書類の提出先 県央地域広域市町村圏組合

諫早市鷺崎町221番地1

## 4 設計図書等及び競争参加資格確認申請書等様式の配布

本公告3による入札参加申出をした者は、設計図書等及び競争参加資格確認申請書等の様式等を書き込んだCD-Rディスクを組合にて受け取ること。

## 5 質疑応答

### (1) 質疑書の提出

本公告4により受理した設計図書等に対して質疑がある場合は、次のとおり設計図書等質疑応答書(様式第3号)により組合あてメールすること。

ア 期 限 令和5年10月4日（水）12時00分まで

イ 組合メールアドレス [syoubou-soumu@kenoukumiai.nagasaki.jp](mailto:syoubou-soumu@kenoukumiai.nagasaki.jp)

## (2) 回答

回答は、令和5年10月10日（火）までに、メールによる回答及び書面により組合において閲覧に供して行う。

## 6 入札保証金

免除する。

## 7 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年10月20日（金） 午後2時30分

(2) 場 所 諫早市鷺崎町221番地1 諫早消防署 4階 大会議室

## 8 入札書の提出方法等

(1) 入札書は、封かん及び封印のうえ入札者の氏名を表記し、本公告7で定める日時及び場所において入札しなければならない。

(2) 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(3) 入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

(4) 入札参加者または入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札会場には各企業体1名を超えて入室はできない。

(6) 入札開始後に入札会場に到着した者は、当該入札に参加することはできない。

## 9 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種及び種別に相当する項目に対応するものの金額（営繕工事にあつては、工事種目及び科目に相当する項目に対応する金額）を明示した工事費内訳書を持参し、提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は任意とし、明細書類を添付すること（表紙に工事名、企業体名、代表者の住所、商号又は名称並びに代表者氏名を記載し、押印すること。）。

なお、工事費内訳書の記載価格（消費税及び地方消費税を除いた価格）は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）を

設けないこと。

- (3) 工事費内訳書は、組合が準用する「諫早市工事費内訳書事務取扱要領」（平成29年3月31日28諫契第544号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (5) 提出された工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 提出された工事費内訳書について、県央地域広域市町村圏組合情報公開条例（平成28年条例第2号）第7条の非公開情報に該当するものとし、開示対象としない。

## 10 入札の辞退

本公告3における入札参加申出書を提出した後、本入札への参加を取りやめる場合は、入札辞退届出書を本公告7で定める入札執行日の前日午後5時までに組合へ持参し、提出すること。

## 11 入札の無効

- (1) 組合が準用する「諫早市契約規則」（平成17年規則第54号）第12条各号に該当する入札は、無効とする。
- (2) 本公告3における入札参加申出書の提出をしていない者の入札は、無効とする。
- (3) 本公告9における工事費内訳書の提出がない者の入札は、無効とする。
- (4) (1)～(3)に該当し入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

## 12 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 13 落札候補者の決定方法等

- (1) 落札候補者は、予定価格と最低制限価格との範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 最低制限価格は、諫早市が定める「ランダム係数を用いた最低制限価格取扱要領」（令和2年12月10日2諫契第488号）を準用し取り扱うものとする。
- (3) 落札候補者がいないときは再度の入札を行い、入札執行回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。  
ただし、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。
- (4) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札候補者を決定する。

- (5) 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)をもって、落札候補価格とする。
- (6) 落札候補者の決定は、その決定と同時に入札会場において口頭で通知する。

#### 1.4 落札候補者の競争参加資格の確認

- (1) 落札候補者には、組合より参加申請書提出依頼を行う。
- (2) 落札候補者は、落札候補者となった日の翌日(その日が休日にあたる時は、その休日の翌日)午後3時までに次に掲げる書類(以下、「申請書等」という。)を組合へ持参し、組合の競争参加資格の有無の確認を受けなければならない。
  - ア 事後審査型入札に係る競争参加資格確認申請書(様式第4号)
  - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)
  - ウ 本公告2(3)イ及び2(4)イに係る、建設業の許可証の写し
  - エ 本公告2(3)ウ及び2(4)ウに係る、経営事項審査結果通知書の写し
  - オ 本公告2(3)エに定める同種工事等の施工実績を記載した調書(様式第5号)及びその証明書類
  - カ 本公告2(3)オ及び2(4)エに定める資格を有する配置予定技術者を記載した調書(様式第6号)及びその証明書類

#### 1.5 落札者の決定及び通知

- (1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、落札者を含む入札参加者全員にその旨通知する。
- (2) 落札候補者が提出期限までに申請書等を提出しないとき又は審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、その者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者(以下、「次順位者」という。)を落札候補者とし、新たに申請書等の提出期限を定め、入札参加資格の審査を行うものとする。
- (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

#### 1.6 契約の締結

- (1) 落札者は、本契約が「県央地域広域市町村圏組合議会の議決を付すべき契約及



び財産の取得及び処分に関する条例」(昭和46年条例第4号)第2条の規定による組合議会の議決を要する契約にあつては、落札決定の通知を受けた日から7日以内に、組合へ仮契約書を3部提出しなければならない。

- (2) (1)の仮契約を締結した場合にあつては、組合議会の議決を得たときに、当該仮契約を本契約とみなす。ただし、議会の同意を得られなかった場合において、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

## 17 競争参加資格がないと認められた者に対する説明

- (1) 本公告14及び15に係る資格確認において、競争参加資格がないと認められたものは、県央地域広域市町村圏組合管理者(以下、管理者という。)に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求めようとする場合には、無効の通知を受けた日から2日以内に、組合へ書面を提出して行わなければならない。
- (3) 管理者は、(1)の説明を求められたときは、2日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

## 18 契約の不締結

落札者となる共同企業体の構成員が、契約締結の日(本契約の締結日)の前日までの間において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、組合は当該仮契約を解除し、本契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、組合は一切の損害賠償の責めを負わない。

## 19 特記事項

- (1) 下請負については、構成市内に本社(本店)を有する者を選定するよう努めること。
- (2) 建設資材の調達については、地場産品及び構成市内に本社(本店)を有する取扱業者を選定するよう努めること。

## 20 異議の申立て

入札参加者は、開札後、組合が準用する「諫早市契約規則」(平成17年規則第54号)、「諫早市工事執行規則」(平成17年規則第55号)及び設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 21 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、「地方自治法」(昭和22年法律第67

号)、「地方自治法施行令」、組合が準用する「諫早市契約規則」及び「諫早市  
工事執行規則」の定めるところによる。

(2) 本公告についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒854-0051

諫早市鷺崎町221番地1

県央地域広域市町村圏組合 事務局 総務課 (諫早消防署 3階)

電話 0957-23-3600

FAX 0957-23-3673